

環境建設委員会記録

1 日 時 平成30年9月14日(金)

午前 9時59分 開会

午前10時31分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員

委員長 篠原 茂 副委員長 伊藤 謙司

委員 米谷 和之 委員 佐々木 文義

委員 岡崎 溥 委員 仙波 憲一

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・市長 石川 勝行

・環境部

部長 小山 京次 総括次長(環境保全課長) 高岸 秀明

次長(下水道建設課長) 秋月 剛 下水道管理課長 高橋 司

下水道建設課技幹 近藤 民雄

・建設部

部長 赤尾 恭平 総括次長(建築住宅課長) 高須賀 健二

技術監 太田 豊 道路課長 三谷 公昭

建築指導課長 丹 一仁 道路課技幹 鳥嶋 武彦

6 議会事務局職員出席者

議会事務局長 桑野 誠二 議事課係長 和田 雄介

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

開会 午前 9時59分

●篠原 茂委員長：〈開会あいさつ〉

○市長：〈あいさつ〉

◎環境部関係

□議案第72号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

○高岸環境部総括次長（環境保全課長）：〈説明〉

〈質 疑〉

●伊藤謙司副委員長：一般下水道整備事業において浸水対策の話が出ていたが、浸水対策については、久保田町あたりを実施し、だいぶよくなったが、どこか浸水しそうなどころはあるのか。

○秋月環境部次長（下水道建設課長）：当該事業については、事業の性格的には、公共下水道区域外の新居浜市が管理する普通河川と水路などの整備維持管理の費用である。公共下水道区域内については、久保田排水区を中心とした町なかの雨水対策が十分でないということで地元から要望があったが、それについては、今回整備する普通河川ではなかなか対応しきれないので、県が管理している2級河川を中心とした改修整備を進めてもらうよう県に働きかけを行っている。

●米谷委員：どこの川で土砂撤去は行うのか。

○秋月環境部次長（下水道建設課長）：今回の3,000万円予算のうち、土砂撤去業務に600万円を配分しており、楠崎の本川、萩生の中谷川、観音原の平尾谷川、船木の障子川の4河川を想定しているが、まだ詳細な土砂撤去量の算定まで現時点では至っておらず、想定予算に若干余裕があれば、そのほかの要望にも対応していきたい。もしくは予算が足りない場合は、来年度に一部を延ばして施行することもある。

●米谷委員：毎年、普通河川の土砂撤去の予算を取っているのか。取っているのではあれば、今年が多いのか、少ないのか。また毎年、土砂撤去は行っているとのことであるが、どうして年度当初の予算ではなく、毎回補正で対応しているのか。

○秋月環境部次長（下水道建設課長）：毎年予算を取って対応している。今年度については、当初予算で、委託料が4000万のうち、土砂撤去に係る清掃等委託料については、当初予算が2,350万円、補正予算が600万円の計2,950万円、平成29年度では、当初予算1,900万円、補正予算が500万円の計2,400万円であり、土砂の堆積や、河川内の草の撤去については、どうしても経年的に行わないといけないものなので、毎年当初予算で計上しているが、当初予算だけでは対応しきれない量もあり、どうしても9月の出水期の前に要望が増えることもあり、例年いくらか補正予算でも対応している。

●仙波委員：地元の客谷川を自治会で掃除をしていて、困るのは、河川の河床が荒れており、高齢者が掃除するのが難しいことがある。例えば、市場川の上流でも同じことがいえるが、河床の状況を調査したことを地元フィードバックしてもらおうと土砂、草木等の除去について要望しなくて済む。どうしても、河川に大きな木が生えていたら、それを除去するのは困難だったりするので、そのような行政による調査、除去等の状況を、地元は知っているのか。

○秋月環境部次長（下水道建設課長）：河川内の土砂、草や木等の撤去は、地元から要望が多く挙がってくる。河川管理者や当課の職員が河川に沿って年中パトロールを行うのは困難であるので、地元で対応が困難なものについては、要望があれば、随時言ってもらって、それに伴い調査をさせてもらう方が効率的であると考えている。

*後刻一括採決

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

◎建設部関係

□議案第62号 市道路線の認定について

○三谷道路課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●佐々木委員：いつ工事をやる予定なのか。どのくらいの道路幅になるのか。バイパスの工事のためだと思うが、最終的にバイパスができた場合には道路はどうなるのか。

○三谷道路課長：区間は、県道の新居浜角野線から尻無川の間であり、バイパスの横に整備する市道で、まだ工事は行っていない。この議案が通り、市道と認定されたら、バイパスの用地買収と一緒に用地買収を行うことになる。道路幅については、有効幅員4メートルで、総幅4.1メートルで道路として利用できる最低の幅を計画している。新居浜市が整備する副道なので、バイパスが開通した後は、市が管理していく。

＜討 論＞

なし

＜採 決＞

全会一致 原案可決

□議案第68号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○丹建築指導課長：＜説明＞

＜質 疑＞

●佐々木委員：東京オリンピック、パラリンピックの仮設興行場のためということで、全国的な条例の変更であると思うが、新居浜市において1年間を超える仮設興行場等の建築はあるのか。

○丹建築指導課長：これまでは1年以下の仮設興行場等の建築については年間1、2件あったが、おそらく1年間を超えるものになれば、あまり新居浜のような地方では出てこないのではないと思われる。

●仙波委員：工事の際に建築するプレハブのようなものにも建築確認が必要になるのか。

○丹建築指導課長：工事に関する仮設の建築物については、特に必要ない。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

口議案第72号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

○高須賀総括次長（建築住宅課長）：<説明>

<質 疑>

●伊藤謙司副委員長：民間ブロック塀撤去補助事業費についてであるが、何カ所考えているか。

○丹建設指導課長：通学路に関しては51カ所、通学路以外が20カ所、全部で71カ所想定している。

●米谷委員：ブロック塀撤去後、またそこにブロック塀を建てる、あるいはブロックでないフェンスにするかは、その土地の所有者の自由か。

○丹建設指導課長：基本的には自由であるが、ブロック塀自体が好ましくないで、その辺はできるだけ、そうじゃないような方法で要綱等策定しようと考えている。

●米谷委員：ブロック塀の撤去後、ブロック塀を建てるのか、フェンスにするのかはともかく、建てかえが前提なのか、

○丹建設指導課長：こちらではわからない。

●米谷委員：大阪で事故があった時に、ブロック塀に控え壁がなかったが、ブロック塀を撤去後、新たにブロック塀を建てる際には、控え壁を義務づけることは考えていないのか。

○丹建設指導課長：できる限りブロック塀撤去後は、ブロック塀でないものを建てることを望んでいるが、どうしてもブロック塀を建てるのであれば、建築基準法に適合した控え壁が義務づけられることになる。

<討 論>

なし

<採 決>

全会一致 原案可決

閉会 午前10時31分

環境建設委員会付託案件表

平成30年9月14日

○環境部関係

議案第72号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第4款 衛生費	3・23

○建設部関係

議案第62号 市道路線の認定について

議案第68号 新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 平成30年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第8款 土木費	3・27~30
第11款 災害復旧費	4・35